

2014年12月15日

東京都福祉保健局  
局長 梶原 洋 殿

認定社会福祉士認証・認定機構  
機構長 橋本 正明

(構成団体)

公益社団法人日本社会福祉士会  
公益社団法人日本医療社会福祉協会  
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会  
一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟  
一般社団法人日本社会福祉士養成校協会  
一般社団法人日本精神保健福祉士養成協会  
全国社会福祉法人経営者協議会  
全国社会福祉協議会中央福祉人材センター

### 「認定社会福祉士」活用のお願ひ

貴職におかれましては、日々東京都民の福祉の向上にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、本機構は、福祉に関する相談援助業務等を専門とする国家資格「社会福祉士」の資格取得後のキャリアアップを支援する「認定社会福祉士制度」を運営し、実践力のある社会福祉士を「認定社会福祉士」や「認定上級社会福祉士」として認定する組織です。2011年度に制度を立ち上げて以降、29の大学や職能団体等が本機構によって認証された研修を提供し、2014年度には第1期となる178名の認定社会福祉士が誕生しました。認定社会福祉士や認定上級社会福祉士は実践力のある社会福祉士を認定するものであり、当該認定者が活躍することは福祉の向上に繋がると考えます。

つきましては、認定社会福祉士の活用をお願いしたく下記のとおり、要望いたします。

記

**生活困窮者自立支援法、介護保険制度改革と地域包括ケアシステム、医療と介護の連携、社会的養護、障害者の自立生活支援等、専門性の高い支援において、知識と技術、そして経験を備えた認定社会福祉士の活用を推進していただきたい。**

社会福祉士及び介護福祉士法改正時の衆議院及び参議院の附帯決議において、「社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと」が決議されました。このことを受けて、実践力の高い社会福祉士を認定する「認定社会福祉士制度」を創設し、その運営機関として、職能団体、教育関係団体及び経営者団体等を構成団体とする「認定社会福祉士認証・認定機構」を設立しました。

本機構は、「認定社会福祉士」の認定要件として、社会福祉士資格取得後に、本機構が認証した研修の受講（300 時間）及び本機構に登録したスーパーバイザーによるスーパービジョンを受けること（5 年間）を定め、実践力の担保を行います。研修の認証においては、本機構が認定社会福祉士に必要な受講科目及び内容を設定し、その内容を実施する大学院や職能団体等の講義や研修について、本機構が認証するシステムとなっています。また、5 年以上の実務経験とその間にスーパービジョンを受けることで実践力を養成します。認定社会福祉士は更新制をとっており、生涯にわたり知識と技術、実践力を維持向上します。

本機構は、このような要件を満たした社会福祉士を 2014 年度から認定社会福祉士として認定することを開始しました。近年の社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。それらの解決を支援するには高い専門性が必要です。認定社会福祉士が実践現場で活躍することが福祉の向上に繋がると考えます。

以上

< 参考資料 >

- ・認定社会福祉士制度の概要及び実績を参考資料として添付します。